

座長／丸紅健康開発センター／山澤文裕  
／東京慈恵会医科大学附属第三病院救急部／大槻穰治

スポーツにかかわるドクターは競技会の現場において、外傷処置などのほか、薬剤の処方、競技復帰の判断、ドーピングコントロールなど様々な医行為や医事運営・安全管理等に携わっている。しかし、医療機関内で平素行っている医行為などをスポーツ現場に持ち込むことは法律的に様々な問題が起こる可能性がある。本シンポジウムはボランティア精神を持つドクターと競技団体・競技者の信頼関係のみで成り立っていたスポーツ現場における医行為に関する法律問題につき、増加しつつある訴訟世界の中でドクターがどのようにその立場を守るかについて、スポーツにおける医療訴訟—何が問題なのか、何に注意すべきなのか—と題し企画された。

まず、“事例から学ぶスポーツドクターの注意義務について” スポーツ法に詳しい望月浩一郎弁護士（虎ノ門協同法律事務所）が講演した。ドクターがスポーツ現場で果たしてきた役割は競技者が負った外傷や障害を最小限に抑え早期に健康を回復させるという日常診療において求められる注意義務と基本的には同一であったが、現在はプレー続行の可否、さらなる外傷、障害予防、競技実施前における施設、設備、機材、薬剤などの準備、関係機関との連絡、搬送体制の構築などの役割も重要となり、スポーツにかかわるドクターに固有な注意義務が多面的に求められるようになってきていることが指摘された。藤谷博人先生（聖マリアンナ医科大学スポーツ医学講座）は“スポーツ現場における医療行為について”と題し、本学会学術委員会内科部会・CPA 調査対策小委員会が日本体育協会加盟の58中央競技団体に対して実施したアンケート調査を報告した。35団体(60.3%)から回答を得、ドクターと正式に書面で契約を締結しているのは4団体、行った医行為の責任の所在を明らかにしているのは8団体、医師賠償責任保険に競技団体として加入しているのは6団体と小数であることを明らかにした。また、池田浩先生（順天堂大学医学部整形外科）は“サッカーにおける問題点（国際大会を含め）”と題し、米国アメリカンフットボール連盟（NFL）の元選手4500人が慢性外傷性脳症によりNFLを訴え、賠償金総額1200億円で和解したこと、米国サッカー協会が脳震盪や脳への長期的な影響を防止するために、10歳以下の子供のヘディングを禁止、13歳以下の子供のヘディング回数を制限したこと、2015年7月に行われた国際ユースサッカーU17日本代表対U17セルビア代表戦で、セルビア代表選手2名が立て続けに熱中症で倒れ救急搬送となり、試合が中止となったことなど具体的な例をあげて、後遺症予防、大会中の安全管理の重要性などについて講演した。最後に司会者の一人である大槻穰治（東京慈恵会医科大学附属第三病院救急部）から、“スポーツ現場における会場ドクター・帯同ドクターの法的問題点”と題し、スポーツにかかわるドクターが平素の医行為などを安易にスポーツ現場に持ち込むことは法的な問題が起こる可能性があること、今までは一部の関係者によるボランティア精神と信頼関係のみで成り立っていたが、スポーツにかかわるドクターの適切な医行為の範囲は、今後増加する訴訟世界の中で法的にどのようにあるべきか、どの様にしてその立場を守っていくべきかの問題提起を行い、総合討論にて安心してドクターがスポーツ現場で医事管理を務め、競技者のためにより良い医療環境を確立するためには各競技団体による法律的保護や医師賠償責任保険などへの団体による加入など早急な対策が必要であることなどが話し合われた。